

# 5 類移行に伴う入院医療費に対する公費支援の経過的な取扱い（愛知県）

5月1日

5月8日（5類移行日）

6月1日

4月分レセプト

5月分レセプト

6月分レセプト

## A < 現行 >

4月30日までに入院

5月をまたぐ場合、  
5月入院分はBの手続きへ移行

事業主体：保健所設置市等

コロナ療養費：全額公費負担

※患者からの公費負担申請が**必要**

5月以降は  
Bパターン

## B < 経過措置 >

5月1日から5月7日までに入院

※5月7日までに転院した場合も含む  
※6月をまたぐ場合、6月入院分はCの手続きへ移行

事業主体：保健所設置市等

コロナ療養費：全額公費負担

※患者からの公費負担申請が**不要**

6月以降は  
Cパターンに  
一本化

## C < 見直し後 >

5月8日以降に入院

事業主体：愛知県

コロナ療養費：一部公費負担

※患者からの公費負担申請が**不要**